

大府市立東山こども幸齢者交流センター 指定管理者募集要領

大府市健康未来部こども若者支援課
令和8年7月

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置の目的及び概要	1
3	指定の期間	1
4	指定管理委託料	1
5	応募者に関する事項	1
6	募集及び指定に関する事項	2
7	申請書類	4
8	指定管理者の選定	5
9	指定管理者の指定及び協定書に関する事項	5
10	留意事項	5
11	その他の事項	6
	参考資料	7

大府市立東山こども幸齢者交流センター指定管理者募集要領

1 指定管理者の募集

大府市（以下、「市」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年 3 月 31 日大府市条例第 4 号）第 11 条に基づき、大府市立東山こども幸齢者交流センターの指定管理者を、この要領の定めるところにより、募集を行います。

2 施設の設置の目的及び概要

(1) 設置の目的

大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例及び大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則に基づき、児童と高齢者の福祉増進、教養の向上を図ること、児童と高齢者が幅広く世代間交流を行うこと、子育て世代への支援ができる施設とします。

こども幸齢者交流センターの活動は、主に児童、子育て家庭及び高齢者を対象として活動する従来のサービス水準を維持しながら、世代を越えた交流、憩いの場、健康づくり等を目的に、施設全体を活用した魅力ある事業運営が指定管理者の積極的な提案により実施されることを期待しています。

(2) 施設の概要

施設の概要は、以下のとおりです。詳細は、別に定める業務仕様書によります。

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 名 称 | 大府市立東山こども幸齢者交流センター |
| ② 所 在 地 | 大府市追分町四丁目 1 番地 |
| ③ 設置年月日 | 平成 10 年 4 月 1 日 |

3 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、以下のとおりとします。

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間

この指定の期間は、大府市議会（以下、「市議会」という。）の議決により確定することになるので留意してください。なお、当該施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、期間の途中においても指定を取り消すことがあります。

4 指定管理委託料

指定管理業務に係る経費は、四半期毎に支払います。支払い時期や方法等詳細は市との協議で決定します。

指定管理業務に係る経費の上限額は、指定期間令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 か年の合計額で 131,008,000 円以内（非課税）（修繕費を除く。）とします。申請に当たっては、提案する事業内容及び収支計画に基づき、指定管理委託料を積算するものとします。なお、各年度の指定管理委託料は、応募時の提案内容を基本としつつ、指定期間全体の上限額の範囲内において、事業内容の変更、物価変動、人件費の動向その他の事情を踏まえ、市と指定管理者が協議の上、毎年度決定するものとします。

修繕費は、会計年度ごとに市が決定した金額を指定管理委託料に計上することとし、

年度終了後に清算するものとします。

また、本施設の指定管理委託料は、社会福祉法に規定する第二種福祉事業の社会福祉事業等によるサービスの提供に該当するため、非課税取引となります。

5 応募者に関する事項

- (1) 法人、又はその他の団体（法人格の有無は問いません。）とし、個人での応募は受け付けません。
- (2) 児童に健全な遊びを通してその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設の運営実績が3年以上あること。
- (3) 欠格事項等
以下に該当する法人等は、応募者となることができません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者、又は指名停止を受けている、若しくは受けることが明らかである者
 - ② 以下の税を滞納している者（徴収猶予を受けている場合を除く。）
 - ア 国税 法人の場合 法人税、消費税（地方消費税を含む。）
団体の場合 代表者の申告所得税、消費税（地方消費税を含む。）
 - イ 県税 法人の場合 法人県民税、法人事業税及び自動車税
団体の場合 代表者の個人事業税及び自動車税
 - ウ 市税 法人の場合 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
団体の場合 代表者の個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税
 - ③ 銀行、又は主要取引先から取引停止等を受けた者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生、又は再生手続の申立てをしている者
 - ⑤ 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。また、団体の役員（法人でない団体の代表者、又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員が、同法第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (4) 共同企業体による応募の場合
複数の法人等が共同企業体を構成して応募することも可能であるが、次の事項に留意してください。
 - ① 複数の法人等が共同企業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うものとします。
 - ② 同時に複数の共同企業体となることはできません。
 - ③ 単独で応募した法人等は、共同企業体で応募する場合の構成団体となることはできません。
 - ④ 代表となる法人等及び共同企業体を構成する法人等の変更は原則として認めません。
 - ⑤ 各構成団体員の出資比率については1事業者10パーセントを下回らないものとしてください。
 - ⑥ 共同企業体を構成する全構成団体が上記の（1）、（2）の要件を満たすこととします。

6 募集及び指定に関する事項

(1) 募集及び指定の日程

指定管理者の募集及び指定に関する日程は以下のとおり予定しています。ただし、必要に応じて変更する場合があります。変更の場合には応募した団体に対しては、その旨通知いたします。

- ① 募集要領等の配布 令和8年7月17日（金）～
大府市役所 2階 こども若者支援課にて
※ 市のウェブサイトからもダウンロードできます。
- ② 説明会 令和8年8月3日（月）
※ 「(2) 説明会について」をご覧ください。
- ③ 質問書の受付 令和8年8月4日（火）
～令和8年8月18日（火）
※ 「(3) 指定申請に係る質問の受付期間と回答」をご覧ください。
- ④ 申請書の受付 令和8年8月26日（水）午前9時00分
～令和8年9月4日（金）午後3時00分
- ⑤ プレゼンテーション 令和8年10月2日（金）
- ⑥ 選定結果の通知 令和8年10月中旬予定
- ⑦ 指定管理者の指定 令和8年12月下旬予定（市議会の議決を経た後）
- ⑧ 指定管理者との協定締結 令和9年1月予定
- ⑨ 開所準備（引継ぎ期間） 令和9年3月1日（月）～
- ⑩ 指定管理業務開始 令和9年4月1日（木）～

(2) 説明会（施設見学を含む。）について

- ① 日 時 令和8年8月3日（月）午後1時30分から午後3時30分頃まで
- ② 場 所 大府市役所 205 会議室で説明会を実施した後、東山こども幸齢者交流センターで施設見学をします。
- ③ 参加人数 各事業所3名まで
※ 説明会終了後、施設見学を行います。
※ 指定管理者の申請書の提出を予定している事業所は、説明会の出欠について、事前に連絡してください。

(3) 指定申請に係る質問の受付期間と回答

- ① 受付期間 令和8年8月4日（火）午前9時00分
～令和8年8月18日（火）午後5時00分まで
- ② 質問がある場合は、住所、代表者名及び連絡先を東山こども幸齢者交流センターの指定管理者募集に関する質問書（様式1）に明記の上、電子メールで提出願います。
（メールアドレス：kodomo@city.obu.lg.jp）
- ③ 回答につきましては、公開分は本市のウェブサイト、未公開分は個別回答します。いずれも令和8年8月25日（火）に回答します。

(4) 選定方法

応募書類及びプレゼンテーション（ヒアリング含む。）により選考します。なお、応募者多数の場合は書類審査のみで第1次審査を行い、上位団体を対象にプレゼンテーションによる第2次審査を行います。

- ① プレゼンテーション開催日時

令和8年10月2日（金）午前9時30分から順次予定しています。

※ 応募者説明15分、質疑応答15分の予定です。

※ 別途第2次審査対象者に実施方法等を通知します。

② 開催場所（予定）

大府市役所 206・207 会議室

③ 出席者について

応募された法人等の代表者、又は代表者に準ずる方の出席をお願いします。
また、出席者は3名以内とさせていただきます。

④ 資料の用意について

プレゼンテーションで使用する資料は、各団体が 10部 を用意してください。
印刷は原則、A4用紙とします。A3の場合は、3つ折りにしてください。

⑤ 選定会議による審査

指定管理者選定に関する審査基準（別紙）に基づき総合評価により審査します。
※プロジェクター、スクリーンは、市で用意します。パソコン等は各自でご用意
願います。

(5) 選定結果の通知等

選定結果は、文書でお知らせします。また、選定された法人等は市のウェブサイト等に掲載し、公表を行います。選定された法人等は、市と優先的に交渉をすることが出来るものです。

なお、選定された法人等が辞退をした場合は、次点の応募者が市と優先的に交渉をすることが出来るものとします。

7 申請書類

指定管理者の応募にあたっては、大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和62年3月31日大府市規則第3号）第8条に基づき、下記書類を提出してください。なお申請書は、市で複写することがあることをご承知おきください。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 添付書類

① 定款、又はこれに準ずるもの

② 法人である場合にあっては、登記事項証明書、又はこれに準ずるもの

③ 国税及び県税の納税証明書（未納税額がないこと用）

※愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」

④ 管理運営に関する基本的な考え方（様式2）

※管理運営に係る提案についても積極的に記載してください。

⑤ 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書、又はこれらに準ずるもの

⑥ 職員配置計画書（様式3）

⑦ 経費見積書（様式4）

⑧ 事業経歴及び現に行っている業務の概要（様式5）

⑨ 誓約書（様式6）

⑩ 前記に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合はその他の書類の提出を求める場合があります。

(3) 提出部数 正本) 1部 副本) 10部

※様式２・３は、ワードで作成し、電子メールでも市へ送信してください。

- (4) 提出先
大府市健康未来部こども若者支援課こどもニュージェネ係
〒474-8701 大府市中央町五丁目 70 番地
メールアドレス：kodomo@city.obu.lg.jp
Tel0562-45-6229（ダイヤルイン）

8 指定管理者の選定

指定管理者の選定にあたっては、別添の公募プロポーザルにおける審査基準に照らし合わせ、次の（１）から（４）の事項について審査を行います。

- (1) 利用者の平等利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 「管理運営に関する基本的な考え方（様式２）」などの業務の実施に関する計画が、施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 「管理運営に関する基本的な考え方（様式２）」などの業務の実施に関する計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 上記のほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

9 指定管理者の指定及び協定書に関する事項

- (1) 指定管理者の指定
指定管理者の指定には、市議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理者候補者を令和８年第４回大府市議会定例会に上程し、議決を経た後、指定管理者とする予定です。

- (2) 協定書
指定管理者の指定後、市は指定管理者の指定をしようとする者と、以下のとおり当該施設の管理に関する協定を締結します。

① 協定に盛り込む事項

- ア 指定管理者が行う業務（指定管理者業務）の具体的内容
- イ 指定管理者の指定の期間
- ウ 市が支払うべき指定管理者業務に係る経費に関する事項
- エ 指定管理者業務に関連して取得する個人情報の保護に関する事項
- オ 指定管理者の指定の取消し及び指定管理者業務の停止に関する事項
- カ 事業報告書に関する事項
- キ 緊急時等における対応方法
- ク その他市長が必要と認める事項

② 締結できない場合の措置

協定の締結までに以下に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- イ 指定管理者が、経営状況の悪化により、指定管理業務の履行ができないと判断された場合
- ウ 指定管理者が、社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくない行動があったと認められる場合
- エ 市議会の議決で否決された場合

オ 市の予算にて、措置が出来なくなった場合

1 0 留意事項

(1) 応募書類の取扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

(2) 応募に関する費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

(3) 応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(5) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する場合、その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部、又は一部を使用できるものとします。

(6) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には申請辞退届（様式 7）を提出してください。

(7) 印紙税の取扱い

指定管理者の指定は行政処分であり、印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）で課税の対象となる「請負に関する契約」には該当しないことから、協定書への印紙の貼付は必要ありません。

1 1 その他の事項

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しができるものとします。その場合は、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

② 不可抗力など市及び指定管理者双方の責に帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面により通知することにより、協定を解除できるものとします。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう引継ぎを行うものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのない事項が生じた場合は、市と指定管理者は誠意をもって協議することとします。

問合せ先

大府市健康未来部こども若者支援課こどもニュージェネ係

担当：竹内

電話：0562-45-6229（ダイヤルイン）

F A X：0562-47-2888

メールアドレス：kodomo@city.obu.lg.jp

○参考資料

【大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例】

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、こども幸齢者交流センター及びこども交流センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 児童及び高齢者の福祉増進を図るため、こども幸齢者交流センター及びこども交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

（職員）

第3条 センターに館長及び児童厚生員を置く。

2 児童厚生員は、児童福祉について特別に経験を有する者のうちから市長が任命する。

（大府市こども幸齢者交流センター等運営委員会）

第4条 センターの運営について必要な事項を審議するため、大府市こども幸齢者交流センター等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

（利用の許可）

第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の不許可）

第6条 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

（2） 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

（特別の設備）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターに特別の設備をし、又は設備を変更してはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

（利用者の義務）

第8条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第2項の規定により許可に付された条件及び市長の指示に従わなければならない。

（許可の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、利用の中止を命じ、許可に付された条件を変更し、又は退館を命ずることができる。

（1） 利用者が前条の規定に違反したとき。

（2） 利用者が第6条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

（3） 公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定によって利用者に損害が生じた場合においても、市長はその責任を負わないものとする。

（損害賠償）

第10条 利用者が故意又は過失によってセンター又はその附属設備を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」と

いう。)に、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) センターの利用の許可その他利用に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

2 指定管理者の指定をした場合における第5条から第8条まで及び第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「第11条第1項に規定する指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による指定をするときは、前項の規定により申請した者のうちから、次に掲げる基準により、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 利用者の平等利用が確保されること。
- (2) 指定管理者が行う業務(以下「指定管理者業務」という。)の実施に関する計画が、センターの設置目的を最も効果的に達成するものであること。
- (3) 前号の計画を適確に実施するための物的及び人的な能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者業務を公正かつ適確に行うことができること。

3 市長は、指定管理者の指定をし、若しくは指定を取り消し、又は指定管理者業務の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 利用者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- (4) 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月30日条例第16号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月30日条例第12号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づく利用の許可は、改正後の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づく利用の許可とみなす。

附 則 (平成9年9月3日条例第39号)

この条例は、平成9年9月27日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月27日条例第30号)

この条例は、平成14年9月28日から施行する。

附 則 (平成18年12月26日条例第40号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、第10条の次に3条を加える改正規定（第13条に係る部分を除く。）及び附則第3項の規定は公布の日から、第3条の次に1条を加える改正規定は平成27年4月1日から施行する。

（大府市児童センターの設置及び管理に関する条例の廃止）

2 大府市児童センターの設置及び管理に関する条例（昭和45年大府市条例第62号）は、廃止する。

（準備行為）

3 第5条第1項の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

4 この条例の施行前に改正前の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附 則（平成28年12月27日条例第39号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（大府市北山老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 大府市北山老人憩の家の設置及び管理に関する条例（平成12年大府市条例第4号）は、廃止する。

附 則（令和2年2月26日条例第1号）

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による大府共和西特定土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

附 則（令和7年3月24日条例第17号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
大府市立大府こども幸齢者交流センター	大府市桃山町五丁目180番地の1
大府市立神田こども幸齢者交流センター	大府市横根町家下131番地
大府市立神田こども幸齢者交流センター 北崎分館	大府市神田町六丁目388番地の1
大府市立東山こども幸齢者交流センター	大府市追分町四丁目1番地
大府市立共和西こども幸齢者交流センター	大府市共和町七丁目547番地
大府市立吉田こども幸齢者交流センター	大府市吉田町五丁目6番地
大府市立石ヶ瀬こども幸齢者交流センター	大府市森岡町一丁目83番地
大府市立北山こども 幸齢者交流センター	北山こども交流センター 大府市北山町三丁目62番地
	北山幸齢者交流センター 大府市梶田町六丁目271番地
大府市立共長こども交流センター	大府市明成町一丁目86番地

【大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則】

（趣旨）

第1条 この規則は、大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例（昭和62年大府市条例第4号）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第1条の2 こども幸齢者交流センターは、次に掲げる事業を行う。

（1） 児童の健全育成のための事業

- (2) 児童の遊び及び学習の場の提供
- (3) 子育て世代への支援
- (4) 高齢者の健康増進及び教養向上のための事業
- (5) 高齢者のレクリエーションの機会の提供
- (6) その他市長が必要と認める事業

2 こども交流センターは、前項に規定する事業のうち第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事業を行う。

(利用対象者)

第2条 こども幸齢者交流センターを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童及び児童健全育成のための諸団体
- (2) 高齢者及び高齢者の福祉の増進のための諸団体
- (3) その他市長が必要と認めたもの

2 こども交流センターを利用できる者は、前項に規定する者のうち第1号又は第3号に該当するものとする。

(利用時間)

第3条 こども幸齢者交流センター及びこども交流センター（以下「センター」という。）の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

2 市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、別表のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めた場合には、休館日を変更し、又は臨時休館日を定めることができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により臨時に休館日を定めたときは、その5日前までに適切な方法によりこれを公示しなければならない。

(利用の手続)

第5条 条例第5条第1項の規定により、センターの利用の許可を受けようとする者は、個人にあっては利用の際にこども（幸齢者）交流センター利用簿により申し込み、団体にあってはこども（幸齢者）交流センター利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を利用しようとする日の7日前までに市長（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、こども（幸齢者）交流センター利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により許可書を交付した後、運営上特別な必要が生じたときは、利用者に使用日又は使用部屋の変更を命ずることができる。

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に迷惑となる物品を携帯し、又は動物を連行しないこと。
- (3) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- (4) 施設、附属設備又は備品を汚損、損傷又は滅失しないこと。
- (5) 許可を受けないで、施設内において物品等の展示、販売、金品の募集又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に従うこと。

(喫煙の禁止)

第6条の2 何人も、施設及びその敷地（駐車場を含む。）において喫煙をしてはならない。

(利用後の届出)

第7条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに附属設備又は備品を原状に復し、その旨を職員に届け出なければならない。

2 利用者は、施設、附属設備若しくは備品を汚損、損傷若しくは滅失したとき、又は事

故が発生したときは、直ちにその旨を職員に届け出なければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第8条 条例第12条第1項の規定による申請は、市長が定める期間内に、こども（幸齢者）交流センター指定管理者指定申請書（第3号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1） 定款又はこれに準ずるもの
- （2） 法人である場合にあっては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- （3） 指定管理者が行う業務の実施に関する計画を記載した書類
- （4） 市長が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- （5） 職員配置計画書、経費見積書その他の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- （6） 事業経歴及び現に行っている業務の概要を記載した書類
- （7） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事業報告書の提出）

第9条 指定管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定により、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第11号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月30日規則第20号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日規則第14号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日規則第16号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年2月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定（「市長」の次に「（条例第11条第1項に規定する指定管理者の指定をした場合にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）」を加える部分に限る。）、第8条を第10条とし、第7条の次に2条を加える改正規定及び第2号様式の次に1様式を加える改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（大府市児童センター運営規則の廃止）

2 大府市児童センター運営規則（昭和45年大府市規則第29号）は、廃止する。

（準備行為）

3 第5条の規定による利用の手続及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

4 この規則の施行前に改正前の大府市児童老人福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成31年3月29日規則第27号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月29日規則第43号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月23日規則第61号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日規則第 22 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づき作成されている第 1 号様式による用紙は、改正後の大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき交付されている利用許可書は、新規則の規定に基づき交付された利用許可書とみなす。

別表（第 4 条関係）

名称	休館日
大府市立大府こども幸齢者交流センター	1 毎月の第 2 日曜日及び第 4 日曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）に該当する場合は、その翌月曜日） 2 祝日 3 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
大府市立神田こども幸齢者交流センター北崎分館	
大府市立東山こども幸齢者交流センター	
大府市立共和西こども幸齢者交流センター	
大府市立石ヶ瀬こども幸齢者交流センター	
大府市立神田こども幸齢者交流センター	1 毎月の第 1 日曜日及び第 3 日曜日（これらの日が祝日に該当する場合は、その翌月曜日） 2 祝日 3 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
大府市立吉田こども幸齢者交流センター	
大府市立北山こども幸齢者交流センター	
大府市立共長こども交流センター	

【大府市こども家庭相談事業実施要綱】

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、家庭における児童の育成に関する諸問題について相談に応じることにより、問題の早期発見、早期解決に結びつけ、児童の健全育成を図ることを目的に実施するこども家庭相談事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施場所）

第 2 条 事業は、大府市こども幸齢者交流センター等の設置及び管理に関する条例（昭和 6 2 年大府市条例第 4 号）別表に規定するこども幸齢者交流センター（大府市立神田こども幸齢者交流センター北崎分館を除く。）及びこども交流センター（以下これらを「センター」という。）で実施する。

（相談員）

第 3 条 事業を実施するため、センターにこども家庭相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、センターに各 1 名とする。

3 相談員は、児童福祉事業に従事したことがある者又は児童問題に関して相当の知識及び経験を有し、かつ、児童の健全育成に熱意を持つ者のうち、市長が適当と認めたものとする。

（実施日等）

第 4 条 事業は、原則として週 1 日又は 2 日実施するものとする。

2 相談時間は、原則として午前 1 0 時から正午までとする。

（相談員の職務）

第5条 相談員は、相談を受けた児童の指導に当たり、次の事項に関し、努めなければならない。

- (1) 集团的及び個人的指導機能を十分活用すること。
- (2) こども家庭センター、知多児童・障害者相談センター等に紹介、あっせん等を行い、迅速かつ的確に対応すること。
- (3) こども家庭相談事業記録票（別記様式）を作成し、事業を効果的に実施すること。

（秘密を守る義務）

第6条 相談員は、事業を実施するに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

地方自治法【抜粋】

発令 : 昭和22年4月17日法律第67号

最終改正 : 令和8年6月19日号外法律第44号

改正内容 : 令和8年6月19日号外法律第44号[令和8年6月19日]

（行政財産の管理及び処分）

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定することができる。

一 当該普通地方公共団体以外の者が行政財産である土地の上に政令で定める堅固な建物その他の土地に定着する工作物であつて当該行政財産である土地の供用の目的を効果的に達成することに資すると認められるものを所有し、又は所有しようとする場合（当該普通地方公共団体と一棟の建物を区分して所有する場合を除く。）において、その者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けるとき。

二 普通地方公共団体が国、他の地方公共団体又は政令で定める法人と行政財産である

- 土地の上に一棟の建物を区分して所有するためその者に当該土地を貸し付ける場合
- 三 普通地方公共団体が行政財産である土地及びその隣接地の上に当該普通地方公共団体以外の者と一棟の建物を区分して所有するためその者（当該建物のうち行政財産である部分を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付ける場合
- 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。
- 五 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の経営する鉄道、道路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地上権を設定するとき。
- 六 行政財産である土地を国、他の地方公共団体又は政令で定める法人の使用する電線路その他政令で定める施設の用に供する場合において、その者のために当該土地に地役権を設定するとき。
- 3 前項第二号に掲げる場合において、当該行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該土地の上に所有する一棟の建物の一部（以下この項及び次項において「特定施設」という。）を当該普通地方公共団体以外の者に譲渡しようとするときは、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該行政財産を管理する普通地方公共団体が当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該土地を貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定施設を譲渡しようとする場合について準用する。
- 5 前三項の場合においては、次条第四項及び第五項の規定を準用する。
- 6 第一項の規定に違反する行為は、これを無効とする。
- 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
- 8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法（平成三年法律第九十号）の規定は、これを適用しない。
- 9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
 - 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
 - 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
 - 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
 - 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
 - 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
 - 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）
- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
 - 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）
- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
 - 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。